

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【発行者名】	パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド (PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
【代表者の役職氏名】	上席副社長、財務役、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当者 ジョナサン・エス・ホーウィッツ (Jonathan S. Horwitz)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番 (One Post Office Square, Boston, Massachusetts, 02109, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 弁護士 三浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド (PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】	8億9,800万米ドル(約686億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2012年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=76.38円)による。

【縦覧に供する場所】	該当事項なし。
------------	---------

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月30日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年12月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

2 - 1 半期報告書の提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ファンドの概況 1 ファンド d) 資本金の額 2 管理運用会社 d) 資本金の額 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) ファンド 資本金の額 (2) 管理運用会社 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況 (1) ファンド (2) 管理運用会社 5 その他 (1) ファンド (2) 管理運用会社	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 . ファンド . 管理運用会社 1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績 3 ファンドの経理状況 4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 . ファンド . 管理運用会社 (2) 事業の内容及び営業の状況 . ファンド . 管理運用会社 (3) その他 . ファンド . 管理運用会社	更新 更新 更新 追加 追加 追加 更新 更新 更新 更新 追加 追加

半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況(パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(Putnam Europe Equity Fund))(以下「ファンド」という。)

(1) 投資状況

(2012年1月末日現在)

資産の種類	国名(発行地)	時価合計(ドル)	投資比率(%)
普通株式	イギリス	61,099,400	38.99
	フランス	26,947,796	17.20
	ドイツ	26,686,798	17.03
	スイス	10,579,974	6.75
	アイルランド	6,154,246	3.93
	ベルギー	4,323,731	2.76
	イタリア	4,077,689	2.60
	オランダ	3,441,062	2.20
	ロシア	2,705,498	1.73
	フィンランド	1,795,512	1.15
	イスラエル	1,687,862	1.08
	ノルウェー	1,485,402	0.95
	カナダ	1,173,174	0.75
	ポーランド	1,107,139	0.71
	アメリカ合衆国	659,106	0.42
	トルコ	600,109	0.38
	小計	154,524,498	98.60
転換社債	イギリス	449,686	0.29
短期投資	アメリカ合衆国	834,165	0.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		909,655	0.58
合計 (純資産総額)		156,718,004 (11,970百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2012年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=76.38円)による。以下、ドルの金額表示はすべてこれによる。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

(2) 運用実績

純資産の推移(クラスM受益証券)

2012年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当りの純資産価格	
	千ドル	百万円	ドル	円
2011年2月末日	3,836	293	20.87	1,594
3月末日	3,787	289	20.66	1,578
4月末日	4,069	311	22.30	1,703
5月末日	3,864	295	21.52	1,644
6月末日	3,751	287	21.26	1,624
7月末日	3,591	274	20.52	1,567
8月末日	3,115	238	18.31	1,399
9月末日	2,703	206	16.07	1,227
10月末日	3,007	230	17.96	1,372
11月末日	2,899	221	17.53	1,339
12月末日	2,769	211	16.43	1,255
2012年1月末日	2,907	222	17.56	1,341

分配の推移(クラスM受益証券)

期間	利益配当	キャピタル・ゲイン配当
第17会計年度 (2010年7月1日 - 2011年6月30日)	0.2680ドル(20.47円)	0.0000ドル(0.00円)

日本円については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを記載している。

なお、2002年12月から2011年12月までの配当および一口当り純資産価格の推移は以下のとおりである。

配当落日	配当	一口当り純資産価格
2002年12月20日	0.1270ドル (9.70円)	13.61ドル
2003年12月18日	0.2040ドル (15.58円)	17.20ドル
2004年12月21日	0.0920ドル (7.03円)	20.31ドル
2005年12月20日	0.1520ドル (11.61円)	22.65ドル
2006年12月19日	0.4730ドル (36.13円)	29.70ドル
2007年12月20日	5.3960ドル (412.15円)	25.43ドル
2008年12月20日	0.0000ドル ^(注) (0.00円)	14.17ドル
2009年12月18日	0.0050ドル (0.38円)	18.50ドル
2010年12月17日	0.2680ドル (20.47円)	19.41ドル
2011年12月19日	0.7700ドル (58.81円)	15.76ドル

(注) キャピタルゲインがなかったため、2008年末には配当はなかった。

日本円については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを記載している。

収益率の推移(クラスM受益証券)

計算期間	収益率(注)
2011年2月1日～2012年1月31日	-9.58%

$$(注) \text{収益率}(\%) = 100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$$

A = 計算期間中の各月についての「(一口当り分配額 / 分配前NAV) + 1」を計算して掛け合わせた数値

ただし、期首NAVとは、2011年1月31日現在の一口当り純資産価格をいい、期末NAVとは2012年1月31日現在の一口当り純資産価格をいう。

2 販売及び買戻しの実績（クラスM受益証券）

2012年1月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2012年1月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
7,155	27,616	165,573
(350)	(8,450)	(47,960)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、平成24年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=76.38円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

資産および負債計算書

2011年12月31日現在(未監査)

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額、2,408,006ドルの借入有価証券を含む (注1) :		
非関連発行体(個別法による取得原価: 153,837,676ドル)	146,471,092	11,187,462
関連発行体(個別法による取得原価: 4,332,652ドル) (注1、6)	4,332,652	330,928
外貨(取得原価: 126,927ドル)(注1)	126,926	9,695
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	358,591	27,389
還付外国税	48,364	3,694
ファンド受益証券販売未収金	301,615	23,037
資産合計	151,639,240	11,582,205
負債		
投資有価証券購入未払金	339,751	25,950
未払管理報酬(注2)	92,161	7,039
未払投資者サービス報酬(注2)	41,952	3,204
未払保管報酬(注2)	16,934	1,293
未払受託者報酬および費用(注2)	159,064	12,149
未払管理事務報酬(注2)	385	29
未払販売報酬(注2)	92,126	7,037
有価証券借入担保、時価(注1)	2,503,758	191,237
その他の未払費用	76,911	5,874
負債合計	3,323,042	253,814
純資産	148,316,198	11,328,391
資本構成		
払込資本金(授権受益証券口数は無制限)(注1、4、7)	259,758,328	19,840,341
投資純利益超過分配金(注1)	(6,493,876)	(496,002)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(97,576,098)	(7,452,862)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評価損	(7,372,156)	(563,085)
合計 - 発行済資本に対応する純資産	148,316,198	11,328,391

米ドル

円

純資産価格および販売価格の計算

	米ドル	円
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (132,723,650ドル÷8,015,246口)	16.56	1,265
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (16.56ドルの94.25分の100)*	17.57	1,342
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (3,687,567ドル÷231,658口)**	15.92	1,216
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (1,551,763ドル÷95,220口)**	16.30	1,245
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (2,769,084ドル÷168,550口)	16.43	1,255
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (16.43ドルの96.50分の100)*	17.03	1,301
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(185,923ドル÷11,357口)	16.37	1,250
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(7,398,211ドル÷445,440口)	16.61	1,269

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
運用計算書

2011年12月31日に終了した6か月間(未監査)

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金(外国における源泉税101,821ドル控除後)	1,732,604	132,336
受取利息(関連発行体への投資からの548ドルの受取利息を含む)(注6)	5,764	440
有価証券貸付(注1)	47,763	3,648
投資収益合計	1,786,131	136,425
費用		
管理報酬(注2)	586,083	44,765
投資者サービス報酬(注2)	282,986	21,614
保管報酬(注2)	14,492	1,107
受託者報酬および費用(注2)	14,221	1,086
管理事務報酬(注2)	2,313	177
販売報酬 - クラスA証券(注2)	181,992	13,901
販売報酬 - クラスB証券(注2)	21,600	1,650
販売報酬 - クラスC証券(注2)	8,794	672
販売報酬 - クラスM証券(注2)	11,442	874
販売報酬 - クラスR証券(注2)	477	36
その他	84,694	6,469
費用合計	1,209,094	92,351
費用控除額(注2)	(2,454)	(187)
費用純額	1,206,640	92,163
投資純利益	579,491	44,262
投資有価証券に係る実現純損失(注1、3)	(3,237,862)	(247,308)
外貨取引に係る実現純損失(注1)	(56,618)	(4,324)
買建オプションに係る実現純利益(注1、3)	34,917	2,667
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(62)	(5)
投資有価証券に係る当期中の未実現純評価損	(38,764,353)	(2,960,821)
投資有価証券に係る純損失	(42,023,978)	(3,209,791)
運用による純資産の純減少	(41,444,487)	(3,165,530)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
純資産変動計算書

	2011年12月31日に終了した 6か月間*		2011年6月30日に終了した 年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産の増加（減少）				
運用：				
投資純利益	579,491	44,262	2,994,738	228,738
投資有価証券および外貨取引に係る 実現純（損）益	(3,259,563)	(248,965)	25,357,898	1,936,836
投資有価証券ならびに外貨建資産お よび負債に係る未実現純評価（損） 益	(38,764,415)	(2,960,826)	34,153,909	2,608,676
運用による純資産の純増加（減少）	(41,444,487)	(3,165,530)	62,506,545	4,774,250
受益者への分配金（注1）：				
経常利益より				
投資純利益				
クラスA証券	(6,699,389)	(511,699)	(3,264,473)	(249,340)
クラスB証券	(153,747)	(11,743)	(67,158)	(5,130)
クラスC証券	(66,076)	(5,047)	(23,605)	(1,803)
クラスM証券	(127,190)	(9,715)	(51,043)	(3,899)
クラスR証券	(8,995)	(687)	(2,834)	(216)
クラスY証券	(398,260)	(30,419)	(193,883)	(14,809)
和解金支払による資本の増加 （注7）	3,829,609	292,506	92,249	7,046
買戻手数料（注1）	62,583	4,780	3,398	260
資本取引による減少（注4）	(5,760,228)	(439,966)	(31,514,930)	(2,407,110)
純資産の増加（減少）合計額	(50,766,180)	(3,877,521)	27,484,266	2,099,248
純資産				
期首現在	199,082,378	15,205,912	171,598,112	13,106,664
期末現在（それぞれ6,493,876ドルの 投資純利益超過分配金および380,290 ドルの未分配投資純利益を含む。）	148,316,198	11,328,391	199,082,378	15,205,912

* 未監査

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト

期中発行済証券一口当たり（単位：米ドル）

終了期間	期首現在純 資産価格	投資純 (損)益 ^a	実現/未実現 投資有価証券 純(損)益	投資運用 損益合計	分配金控除：			
					投資純利 益より	実現投資 純利益よ り	分配金合 計	買戻し手 数料
クラスA								
2011年12月31日 ^{**}	21.50	0.07	(4.58)	(4.51)	(0.87)	-	(0.87)	0.01
2011年6月30日	15.83	0.31	5.72	6.03	(0.37)	-	(0.37)	- ^g
2010年6月30日	15.12	0.23	0.49	0.72	(0.09)	-	(0.09)	- ^g
2009年6月30日	23.20	0.42	(8.56)	(8.14)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	33.47	0.48	(5.14)	(4.66)	(0.54)	(5.07)	(5.61)	- ^g
2007年6月30日	25.58	0.37	8.17	8.54	(0.56)	(0.09)	(0.65)	- ^g
クラスB								
2011年12月31日 ^{**}	20.55	- ^g	(4.35)	(4.35)	(0.69)	-	(0.69)	- ^g
2011年6月30日	15.12	0.12	5.49	5.61	(0.19)	-	(0.19)	- ^g
2010年6月30日	14.48	0.06	0.50	0.56	-	-	-	- ^g
2009年6月30日	22.39	0.27	(8.24)	(7.97)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	32.34	0.16	(4.85)	(4.69)	(0.19)	(5.07)	(5.26)	- ^g
2007年6月30日	24.68	0.05	7.97	8.02	(0.27)	(0.09)	(0.36)	- ^g
クラスC								
2011年12月31日 ^{**}	21.05	- ^g	(4.47)	(4.47)	(0.71)	-	(0.71)	0.01
2011年6月30日	15.50	0.15	5.60	5.75	(0.21)	-	(0.21)	- ^g
2010年6月30日	14.84	0.09	0.49	0.58	-	-	-	- ^g
2009年6月30日	22.94	0.30	(8.46)	(8.16)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	33.11	0.25	(5.06)	(4.81)	(0.29)	(5.07)	(5.36)	- ^g
2007年6月30日	25.33	0.14	8.08	8.22	(0.35)	(0.09)	(0.44)	- ^g
クラスM								
2011年12月31日 ^{**}	21.26	0.02	(4.51)	(4.49)	(0.77)	-	(0.77)	0.01
2011年6月30日	15.65	0.21	5.66	5.87	(0.27)	-	(0.27)	- ^g
2010年6月30日	14.96	0.13	0.49	0.62	(0.01)	-	(0.01)	- ^g
2009年6月30日	23.07	0.34	(8.51)	(8.17)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	33.23	0.27	(5.03)	(4.76)	(0.33)	(5.07)	(5.40)	- ^g
2007年6月30日	25.38	0.19	8.13	8.32	(0.38)	(0.09)	(0.47)	- ^g
クラスR								
2011年12月31日 ^{**}	21.25	0.04	(4.52)	(4.48)	(0.84)	-	(0.84)	0.01
2011年6月30日	15.66	0.29	5.62	5.91	(0.33)	-	(0.33)	- ^g
2010年6月30日	14.97	0.21	0.46	0.67	(0.06)	-	(0.06)	- ^g
2009年6月30日	23.02	0.42	(8.53)	(8.11)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	33.30	0.44	(5.13)	(4.69)	(0.52)	(5.07)	(5.59)	- ^g
2007年6月30日	25.55	0.60	7.84	8.44	(0.60)	(0.09)	(0.69)	- ^g
クラスY								
2011年12月31日 ^{**}	21.60	0.09	(4.59)	(4.50)	(0.93)	-	(0.93)	0.01
2011年6月30日	15.90	0.37	5.74	6.11	(0.42)	-	(0.42)	- ^g
2010年6月30日	15.19	0.27	0.49	0.76	(0.13)	-	(0.13)	- ^g
2009年6月30日	23.24	0.52	(8.63)	(8.11)	-	-	-	- ^g
2008年6月30日	33.53	0.57	(5.16)	(4.59)	(0.63)	(5.07)	(5.70)	- ^g
2007年6月30日	25.62	0.48	8.14	8.62	(0.62)	(0.09)	(0.71)	- ^g

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト(つづき)

期中発行済証券一口当たり(単位:米ドル)

終了期間	経常外の払戻し	期末現在純資産価格	純資産額に対する総投資収益比率(%) ^b	比率および補足データ:			
				期末現在純資産額(千ドル)	平均純資産額に対する費用比率(%) ^c	平均純資産額に対する投資純(損)益率(%)	ポートフォリオ回転率(%)
クラス A							
2011年12月31日 ^{**}	0.43 ^{d,e,f}	16.56	(18.75) ^{d,f}	132,724	0.73 [*]	0.37 [*]	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	21.50	38.36	177,369	1.43	1.54	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.83	5.20	151,329	1.52 ^k	1.25 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	15.12	(34.83)	169,467	1.47 ^k	2.65 ^k	79
2008年6月30日	-	23.20	(15.43)	346,192	1.41 ^k	1.70 ^k	77
2007年6月30日	-	33.47	33.69	476,598	1.48 ^k	1.26 ^k	106
クラス B							
2011年12月31日 ^{**}	0.41 ^{d,e,f}	15.92	(19.05) ^{d,f}	3,688	1.11 [*]	- ⁿ	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	20.55	37.29	5,580	2.18	0.65	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.12	4.42	6,671	2.27 ^k	0.37 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	14.48	(35.33)	10,391	2.22 ^k	1.74 ^k	79
2008年6月30日	-	22.39	(16.04)	32,360	2.16 ^k	0.58 ^k	77
2007年6月30日	-	32.34	32.68	77,315	2.23 ^k	0.17 ^k	106
クラス C							
2011年12月31日 ^{**}	0.42 ^{d,e,f}	16.30	(19.04) ^{d,f}	1,552	1.11 [*]	- ⁿ	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	21.05	37.32	2,217	2.18	0.80	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.50	4.45	1,859	2.27 ^k	0.48 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	14.84	(35.31)	2,325	2.22 ^k	1.90 ^k	79
2008年6月30日	-	22.94	(16.04)	4,912	2.16 ^k	0.89 ^k	77
2007年6月30日	-	33.11	32.68	6,983	2.23 ^k	0.48 ^k	106
クラス M							
2011年12月31日 ^{**}	0.42 ^{d,e,f}	16.43	(18.94) ^{d,f}	2,769	0.99 [*]	0.12 [*]	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	21.26	37.72	3,751	1.93	1.06	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.65	4.64	3,250	2.02 ^k	0.75 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	14.96	(35.15)	3,683	1.97 ^k	2.19 ^k	79
2008年6月30日	-	23.07	(15.85)	7,551	1.91 ^k	0.96 ^k	77
2007年6月30日	-	33.23	33.02	14,075	1.98 ^k	0.66 ^k	106
クラス R							
2011年12月31日 ^{**}	0.43 ^{d,e,f}	16.37	(18.86) ^{d,f}	186	0.86 [*]	0.23 [*]	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	21.25	38.00	219	1.68	1.49	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.66	4.97	133	1.77 ^k	1.20 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	14.97	(34.97)	97	1.72 ^k	2.80 ^k	79
2008年6月30日	-	23.02	(15.63)	107	1.66 ^k	1.60 ^k	77
2007年6月30日	-	33.30	33.36	89	1.73 ^k	1.94 ^k	106
クラス Y							
2011年12月31日 ^{**}	0.43 ^{d,e,f}	16.61	(18.63) ^{d,f}	7,398	0.61 [*]	0.49 [*]	35 [*]
2011年6月30日	0.01 ^{h,i}	21.60	38.73	9,947	1.18	1.84	70
2010年6月30日	0.08 ^j	15.90	5.41	8,356	1.27 ^k	1.52 ^k	113
2009年6月30日	0.06 ^{l,m}	15.19	(34.64)	8,987	1.22 ^k	3.50 ^k	79
2008年6月30日	-	23.24	(15.22)	9,154	1.16 ^k	2.05 ^k	77
2007年6月30日	-	33.53	34.00	10,873	1.23 ^k	1.59 ^k	106

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト(つづき)

* 年次ベースではない。

** 未監査。

- a 一口当たりの投資純(損)益は、期中の発行済証券の加重平均数に基づいて決定されている。
- b 総投資収益比率は、分配金を再投資したものとみなし、販売手数料の影響を反映していない。
- c 費用相殺および/または仲介事務協定により支払った金額を含む(注2)。
- d 証券取引委員会(以下「SEC」という。)とバンク・オブ・アメリカとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年12月15日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下の通りであった。

	一口当たり
クラスA	0.15ドル
クラスB	0.14ドル
クラスC	0.15ドル
クラスM	0.15ドル
クラスR	0.15ドル
クラスY	0.15ドル

2011年12月31日に終了した期間において、この支払により0.73%の総投資収益比率の増加となった。

- e SECとカナディアン・インペリアル・ホールディングス・インクおよびCIBCワールド・マーケッツ・コープとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年11月29日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下の通りであった。

	一口当たり
クラスA	0.08ドル
クラスB	0.07ドル
クラスC	0.08ドル
クラスM	0.08ドル
クラスR	0.08ドル
クラスY	0.08ドル

- f SECにより承認された配分計画関連の返還金に関する経常外の払戻しを反映しており、2011年7月21日現在受益証券一口当たりの額は以下の通りであった(注7)。

	一口当たり
クラスA	0.20ドル
クラスB	0.19ドル
クラスC	0.20ドル
クラスM	0.20ドル
クラスR	0.20ドル
クラスY	0.20ドル

2011年12月31日に終了した期間において、この支払により0.98%の総投資収益比率の増加となった。

- g 金額は、一口当たり0.01ドル未満を表す。
- h 短期売買関連訴訟に関する経常外の払戻しを反映しており、その額は2011年5月11日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドルであった(注7)。
- i SECとチューリッヒ・キャピタル・マーケッツ・インクとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2010年12月21日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドル未満であった。
- j SECとプルデンシャル・セキュリティーズ・インクとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2010年3月30日現在発行済受益証券一口当たり0.08ドルであった。
- k 期中に行われた非自発的な契約上の費用制限を反映している。2010年6月30日より前の期間において、一定のファンド費用はパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへのファンドの投資に関連して放棄された。かかる限度および/または放棄により、各クラスの費用は、以下の額の減少を反映している。

平均純資産額に対する比率

2010年6月30日	0.02%
2009年6月30日	0.14%
2008年6月30日	<0.01%
2007年6月30日	<0.01%

- l SECとミレニアム・パートナーズ・エルピー、ミレニアム・マネジメント・エルエルシーおよびミレニアム・インターナショナル・マネジメント・エルエルシーとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年6月23日現在発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。
- m SECとベアー・スターンズ・アンド・カンパニー・インクおよびベアー・スターンズ・セキュリティーズ・コーポレーションとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年5月21日現在発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。
- n 比率は、一口当たり0.01%未満を表す。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2011年12月31日現在（未監査）

注1 重要な会計方針

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1940年投資会社法（改正済）の下で、オープン・エンド型分散投資運用会社として登録されているマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。ファンドは、主として、ファンドの管理運用会社であり、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的な全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「パトナム・マネジメント」という。）が有望な投資潜在力を持つと考える欧州諸国の大企業および中規模企業の普通株式（成長株、割安株またはその両方）に投資することにより、元本の成長を追求する。ファンドは、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、購入から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。すべての投資者に対しては販売されないクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、すべての投資者に対しては販売されない。

購入から90日以内に（売却または別のファンドへの転換により）買戻される受益証券には1.00%の買戻手数料が課されることがある。買戻手数料は、払込資本金の増加として会計処理される。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用（各クラスに適用される販売報酬を含む。）を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行なわれていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じるリスクは低いと予想する。

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された日までの資産および負債計算書日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。特段の記載のない限り、「報告期間」は2011年7月1日から2011年12月31日までの期間を表す。

A) 有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直近に報告された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価され、レベル1の有価証券に分類されている。店頭取引の有価証券のように取引が報告されない場合には、直近に報告された買気配値で評価され、通常、レベル2の有価証券として分類される。

レベル1の有価証券として分類されるその他のオープン・エンド型の投資会社への投資は、その純資産価格（以下「NAV」という。）に基づく。投資会社のNAVは、その総資産から負債を控除し発行済株数で除した額に相当する。株式は、ニューヨーク証券取引所の各営業日の通常取引終了時点でのみ評価される。

米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、特定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向、通貨の評価ならびに米国預託証券、上場投資信託および先物契約の評価との比較を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価値を評価する。通常、レベル1の有価証券からレベル2への移行を示すこれらの有価証券は、レベル2に分類されることとなる。公正価値が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価値がかなりの程度使用されることもあり得る。報告期間末現在、公正価値による値付は、投資明細表の一定の外国有価証券に対して使用された。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。

値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないか、またはパトナム・マネジメントが当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券はパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者会が承認した手順に従って公正価値で評価される。かかる評価においては、金利または信用の質の変化、他の有価証券との多様な関係、割引率、米国財務省証券、米国スワップおよびクレジット・イールド、インデックス水準、コンベクシティ・エクスポージャーならびに回収率などの要因が、重要な市場状況または個別の証券の事象とみなされる。当該有価証券は、重要なインプットの優先順位によりレベル2またはレベル3に分類される。

かかる評価および手続は、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

B) 証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正な時価で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

C) 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の市場価額は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に計上された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む国内での投資には存在しない種類のリスクを内包している。ファンドは、投資を行っている国々の政府により課税の対象となることがある。かかる税金は、一般に、稼得もしくは本国に送金された収益またはキャピタル・ゲインに基づく。ファンドは、収益および/またはキャピタル・ゲインを稼得する場合には、投資純利益、実現純利益および未実現純利益に対してかかる税金を未払計上および適用する。場合により、ファンドはかかる税金のすべてまたは一部の還付を請求する権利を有する可能性があり、かかる還付額は、もしあれば、ファンドの帳簿に資産として反映される。しかし多くの場合、投資を行う国によっては、ファンドが長期間かかる還付額を受領できない可能性がある。

D) オプション契約

ファンドは、ファンドの所有する、所有していた、または購入を予定している有価証券の価値変動をヘッジするためにオプション契約を利用する。

ファンドにとっての潜在的なリスクは、オプション契約の価格変動がヘッジ対象商品の価格変動に対応しないかもしれないということである。さらに、契約の流通市場が非流動的であったり、金利または為替レートが予想外に変動したり、または契約の相手方が履行不能に陥る場合には裏付となる金融商品の価格変動により、損失が生じる場合がある。買建オプションに係る実現損益は投資有価証券に係る実現損益に含まれている。売建コール・オプションが行使された場合は、当初受領したプレミアムは売却手取額の増加として計上される。売建プット・オプションが行使された場合には、当初受領したプレミアムは投資有価証券の取得原価の減少として計上される。

取引所で取引されているオプションは最終売却価格で、もし売却が報告されなかった場合には、買建オプションは最終買気配値で、また売建オプションは最終売気配値で評価される。店頭で取引されているオプションはディーラーにより提供された価格で評価される。

期末現在未決済の売建オプション契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。報告期間における売建オプション契約の取引量に関しては、注3を参照のこと。報告期間において、買建オプション契約の取引量はわずかであった。

E) マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結される店頭デリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)マスター契約(以下「マスター契約」という。)の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保することができる金額に関しては、ファンドのポートフォリオ中に表示される。

ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。

ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

報告期間末現在、ファンドはマスター契約に基づくデリバティブ契約に係る純負債ポジションを有していなかった。ファンドに提供された担保はなかった。

F) 有価証券貸付

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の時価と少なくとも同額の現金で担保されている。貸付有価証券の時価は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。有価証券貸付からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。現金担保は、パトナム・マネジメントの関係会社により管理される有限責任会社であるパトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおいて運用される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおける運用は、各営業日の最終純資産価額で評価される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにより請求される管理報酬はない。報告期間末現在、貸付有価証券の時価は2,408,006ドルであり、ファンドは2,503,758ドルの現金担保を受領した。

G) ファンド間貸付

ファンドは、証券取引委員会(以下「SEC」という。)が公表した免除命令に従って、他のパトナム・ファンドと共にファンド間貸付プログラムに参加することができる。当該プログラムは、ファンドが他のパトナム・ファンドから借り入れること、または他のパトナム・ファンドに対して貸し付けることを認めるものである。ファンド間貸付取引は、各ファンドの投資方針ならびに借入および貸付限度に従って行われる。ファンド間貸付取引に係る受取利息または支払利息は、現行の市場レートの平均に基づく。報告期間において、ファンドは当プログラムを利用しなかった。

H) 信用限度枠

ファンドは他のパトナム・ファンドと共に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)により提供される325百万ドルの無担保約定信用限度枠および185百万ドルの無担保非約定信用限度枠に参加している。借入は、受益者の買戻請求および取引決済のための資金調達を含む、一時的または緊急の目的で行われることがある。ファンドの借入額に応じて、約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.25%、非約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.30%に相当する利率で、ファンドに対して利息が課せられる。約定信用限度枠の0.02%に相当するクロージング手数料および非約定信用限度枠に対して50,000ドルが参加ファンドにより支払われた。さらに、約定信用限度枠の未使用部分に関する年率0.13%の融資枠維持手数料が、参加ファンドの純資産額に基づき参加ファンドに割り当てられ、四半期毎に支払われた。報告期間において、ファンドにはかかる契約に対する借入はなかった。

I) 連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。ファンドは、会計基準成文化ASC第740号「法人所得税」(以下「ASC第740号」という。)の規定に従う。ASC第740号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇として計上すべき負債を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁の審査を条件とする。

2011年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、92,697,653ドルの繰越キャピタル・ロスを有していた。繰越金額および失効日は以下のとおりである。

繰越損失

短期	長期	合計	失効日
34,323,985ドル	-	34,323,985ドル	2017年6月30日
58,373,668ドル	-	58,373,668ドル	2018年6月30日

最近制定された2010年規制投資会社近代化法に基づき、ファンドは2010年12月22日より後に開始する課税年度に発生したキャピタル・ロスを無期限に繰越することが許容される。しかし、今後発生する損失については、制定前の課税年度に発生した損失に先立って使用することが求められる。当該規則により、制定前のキャピタル・ロスの繰越は、未使用で失効する可能性が高い。さらに、制定後の繰越キャピタル・ロスは、以前の法律ではすべて短期とみなされていたが、短期または長期のキャピタル・ロスとしての性質を保持することとなる。

税務上の個別法取得原価合計額は159,789,210ドルであり、その結果、未実現の評価益および評価損の総額はそれぞれ9,190,799ドルおよび18,176,265ドル、また未実現純評価損は8,985,466ドルである。

J) 受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は、もしあれば、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。分配財源は、宣言時に見積もられる。実際の結果は異なることがある。ファンドの会計年度末以降に税額の算定が

完了するまで、非課税の資本の払戻しは決定されない。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益およびキャピタル・ゲイン（もしくは繰越可能キャピタル・ロス）を反映するように組替えられている。

注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、ファンドの管理契約に規定され、パトナム・マネジメントが出資するほとんどのオープン・エンド型ファンドの純資産総額の平均に基づき変動する可能性のある年率の管理報酬（ファンドの平均純資産に基づき毎月計算され支払われる。）（以下「基本報酬」という。）をパトナム・マネジメントに支払う。かかる年率は、以下の通り変動する。

	50億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
	2,300億ドル超の部分について	0.615%

さらに、管理契約に基づくファンドの満13か月（暦月）目の運用（2011年1月）から、月次の管理報酬は、当該月における運用実績調整額を加えるかまたは差し引いた月次の基本報酬からなる。運用実績調整額は、当該時点で終了した36か月間にわたる運用実績に基づき決定されるか、管理契約が満36か月（暦月）間発効されていない場合には、管理契約の発効日から報酬調整額が計算される月末までの期間の運用実績に基づき決定される。各月において、運用実績調整額は、運用期間にわたるファンドの平均純資産に運用実績調整率を乗じて計算され、その計算結果は12で除される。結果として生じた額（米ドル）が当該月の基本報酬に加えられるかまたは基本報酬から差し引かれる。運用実績調整率は、それぞれの運用期間にわたり測定される、ファンドの年率換算された運用実績（ファンドのクラスA受益証券により測定される。）とMSCI欧州株インデックス（純配当）の年率換算された運用実績との差異に0.03を乗じた額に等しい。年率換算された最大の運用実績調整率は+ / - 0.15%である。月次の基本報酬は当該月のファンドの平均純資産額に基づき決定されるが、運用実績調整額は最大36か月の運用期間にわたるファンドの平均純資産額に基づき決定される。これは、ファンドの運用実績が運用期間にわたって著しくベンチマークを下回った場合、およびファンドの資産が当該期間にわたって著しく減少した場合には、マイナスの実績調整額が基本報酬を上回る可能性があることを意味する。この場合には、パトナム・マネジメントがファンドに対して支払を行うこととなる。

実績調整額は、ファンドの絶対的運用実績ではなく適用されるベンチマーク指数に関連する運用実績に基づくため、ファンドがベンチマーク指数を上回ったならば、運用期間中にファンドの受益証券の価値が下落したとしても、実績調整額はパトナム・マネジメントの報酬を増加させうる。また、ファンドがベンチマーク指数を下回ったならば、運用期間中にファンドの受益証券の価値が増加したとしても、実績調整額はパトナム・マネジメントの報酬を減少させうる。

報告期間において、基本報酬は、運用実績に基づく11,722ドル（ファンドの平均純資産の0.01%）増加前のファンドの平均純資産の0.36%の実効料率（有効な費用放棄による影響を除く）を表していた。

パトナム・マネジメントは、2011年6月30日まで、ファンドの累積費用（仲介料、金利、税金、投資関連費用、特別費用、ならびにファンドの投資者サービス契約、投資運用契約および販売計画に基づく支払を除く。）を、1会計年度の初めから今日までを基準として、かかる会計年度の初めから今日までの期間にわたりファンドの平均純資産額の年率0.20%までに制限するために必要な範囲で払い戻すことに契約上合意した。報告期間中に、ファンドの費用は、かかる制限により減少しなかった。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド（以下「P I L」という。）は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部を管理運用することを受託者により授權されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(以下「PAC」という。)は、パトナム・マネジメントまたはPILにより随時指定されるファンド資産の一部を管理運用することを受託者会により授權されている。パトナム・マネジメントまたはPILは、その役務に対し、PACが副投資顧問会社として携わるファンド資産の当該部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎に副顧問報酬をPACに支払う。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、ステート・ストリートにより提供される。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数および取引量に基づく。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドに対して投資者サービス代行業務を提供する。パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドのリテール資産レベル、ファンドの受益者口座数およびファンドの確定拠出プランの資産レベルに基づく投資者サービス報酬を受領した。投資者サービス報酬は、ファンドの平均純資産価額の年率0.375%を超えないものとする。報告期間中に投資者サービス代行業務に対して発生した金額は、運用計算書の投資者サービス報酬に含まれている。

ファンドは、現金残高から許容される利益によりパトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、パトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートとの間で締結した。ファンドは、仲介事務協定によっても費用を減額させた。報告期間において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより243ドル、および仲介事務協定により2,211ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として114ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b-1に従って、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびパトナム・リテール・マネジメント・ジーピー・インクの全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に帰属するファンドの平均純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行なう。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。

報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料10,223ドルおよび17ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料2,150ドルおよび410ドルをそれぞれ受領した。

クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して解約手数料を受領しなかった。

注3 投資有価証券の売買

報告期間中における、短期投資以外の投資有価証券の取得原価および売却手取金の総額は、それぞれ57,508,089ドルおよび66,452,964ドルであった。米国政府長期債務証券の購入または売却手取金はなかった。

報告期間中の売建オプション取引の概要は、以下のとおりである。

	売建株式オプション 契約数	売建株式オプション プレミアム受領額 (ドル)
報告期間期首現在売建オプション	-	-
開始オプション	56,258	34,917
行使オプション	-	-
期限切オプション	(56,258)	(34,917)
終了オプション	-	-
報告期間末現在売建オプション	-	-

注4 資本金

報告期間末現在、授権受益証券の発行口数に制限は無かった。資本取引は以下のとおりであった。

クラスA	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	517,696	9,833,956	347,405	6,588,035
分配金再投資に伴う発行受益証券	383,554	6,094,668	149,865	2,934,354
	901,250	15,928,624	497,270	9,522,389
買戻受益証券	(1,136,378)	(20,322,805)	(1,806,302)	(35,755,891)
純減少	(235,128)	(4,394,181)	(1,309,032)	(26,233,502)

クラスB	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	6,102	103,579	15,661	297,369
分配金再投資に伴う発行受益証券	9,719	148,406	3,406	63,996
	15,821	251,985	19,067	361,365
買戻受益証券	(55,753)	(962,991)	(188,793)	(3,574,614)
純減少	(39,932)	(711,006)	(169,726)	(3,213,249)

クラスC	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	1,116	18,645	8,137	165,042
分配金再投資に伴う発行受益証券	3,562	55,705	1,022	19,682
	4,678	74,350	9,159	184,724
買戻受益証券	(14,767)	(257,336)	(23,795)	(462,168)
純減少	(10,089)	(182,986)	(14,636)	(277,444)

クラスM	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	1,034	19,356	6,571	125,988
分配金再投資に伴う発行受益証券	5,482	86,389	1,779	34,536
	6,516	105,745	8,350	160,524
買戻受益証券	(14,392)	(259,625)	(39,573)	(758,458)
純減少	(7,876)	(153,880)	(31,223)	(597,934)

クラスR	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	1,276	23,004	3,655	72,943
分配金再投資に伴う発行受益証券	573	8,995	146	2,834
	1,849	31,999	3,801	75,777
買戻受益証券	(808)	(14,493)	(1,992)	(40,147)
純増加	1,041	17,506	1,809	35,630

クラスY	2011年12月31日に終了した6か月間		2011年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	15,993	293,445	48,660	978,110
分配金再投資に伴う発行受益証券	24,141	384,559	9,405	184,813
	40,134	678,004	58,065	1,162,923
買戻受益証券	(55,175)	(1,013,685)	(122,963)	(2,391,354)
純減少	(15,041)	(335,681)	(64,898)	(1,228,431)

注5 デリバティブ取引の概要

報告期間末現在、ファンドはデリバティブ商品を有していなかった。

以下は、報告期間における運用計算書上のデリバティブ商品の実現損益の概要である(注1参照)(デリバティブ商品に係る未実現損益はなかった。)

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る実現(損)益の額

A S C第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されないデリバティブ	オプション (ドル)	合計 (ドル)
株式契約	(62,356)	(62,356)
合計	(62,356)	(62,356)

注6 パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資

ファンドは、パトナム・マネジメントが管理運用するオープン・エンド型の投資運用会社であるパトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドに投資した。パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資は、各営業日の最終純資産価格で評価される。ファンドが稼得した受取分配金は、運用計算書に受取利息として計上され、報告期間においては合計548ドルであった。報告期間中の、パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資の取得原価および売却手取額の総額は、それぞれ33,517,671ドルおよび33,021,506ドルであった。パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドに請求された管理報酬は、パトナム・マネジメントにより放棄された。

注7 規制に関する事柄および訴訟

2003年下期および2004年に、パトナム・マネジメントは、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、SECおよびマサチューセッツ州証券局と和解した。2011年7月、ファンドは、SECにより承認された配分計画関連の返還金支払に関する1,855,247ドルの未収金を計上した。2011年12月にファンドが受領したこの額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟(パトナム・マネジメントおよび限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。)の一般的な根拠になっている。2011年5月、ファンドは、かかる訴訟の和解に関する58,803ドルの支払を受領した。この額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。パトナム・マネジメントは、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

注8 新たな会計基準の公表

2011年5月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、会計基準アップデート(ASU 2011-04)「公正価値測定および開示(トピック820) - 米国GAAP及びIFRSに共通する公正価値測定および開示規定の実現のための改定」を公表した。ASU 2011-04は、FASBトピック820「公正価値測定」を改定し、公正価値測定のためおよびGAAPに準拠する公正価値測定についての情報開示のための共通の規定を作成することを目指す。ASU 2011-04は、2011年12月15日より後に開始する会計年度および期中報告期間に対して発効する。パトナム・マネジメントは、ASU 2011-04の適用およびファンドの財務書類に対する影響があるかどうかについて現在評価中である。

注9 市場および信用リスク

通常の業務過程で、ファンドは金融商品を売買し、市場の変動(市場リスク)または取引を履行する契約相手方の債務不履行(信用リスク)による潜在的な損失リスクを伴う金融取引を行う。ファンドは、ファンドが未決済取引またはオープン取引を有する機関または他の企業が債務を履行出来ない追加の信用リスクにさらされる可能性がある。

(2) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表
2011年12月31日現在(未監査)

普通株式(98.5%)*	株数	時価(米ドル)
ベルギー(3.9%)		
Anheuser-Busch InBev NV	70,252	\$4,290,469
Telenet Group Holding NV †	38,371	1,461,944
		5,752,413
カナダ(0.7%)		
Potash Corp. of Saskatchewan, Inc.	25,100	1,036,128
		1,036,128
フィンランド(1.0%)		
Metso Corp. OYJ	41,148	1,516,321
		1,516,321
フランス(17.6%)		
ArcelorMittal	61,192	1,116,488
Arkema	15,599	1,102,005
AXA SA	120,833	1,557,228
BNP Paribas SA	50,041	1,959,009
Christian Dior SA	22,691	2,681,934
Sanofi	69,151	5,059,848
Schneider Electric SA	33,258	1,738,090
Technip SA	19,905	1,860,381
Total SA	111,631	5,697,757
Valeo SA	40,690	1,610,119
Vinci SA	38,136	1,663,801
		26,046,660
ドイツ(16.1%)		
BASF SE	33,159	2,312,549
Biotest AG (Preference)	24,094	1,239,771
Deutsche Bank AG	50,220	1,898,141
Deutsche Post AG	166,195	2,555,192
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	25,319	1,461,127
Kabel Deutschland Holding AG †	45,628	2,309,008
Lanxess AG	27,781	1,437,330
MTU Aero Engines Holding AG	24,833	1,588,931
Porsche Automobil Holding SE (Preference)	41,358	2,213,282
Rheinmetall AG	31,129	1,379,177
SAP AG	39,669	2,097,431
Siemens AG	35,528	3,397,919
		23,889,858
普通株式(98.5%)*(つづき)		
アイルランド(3.9%)		

Covidien PLC	23,300	\$1,048,733
Kerry Group PLC Class A	74,303	2,719,729
WPP PLC	188,407	1,967,588
		5,736,050
<hr/>		
イスラエル(1.0%)		
Teva Pharmaceutical Industries, Ltd. ADR	37,400	1,509,464
		1,509,464
<hr/>		
イタリア(0.8%)		
Fiat SpA ^s	246,451	1,127,027
		1,127,027
<hr/>		
オランダ(2.0%)		
Gemalto NV	15,351	743,522
ING Groep NV GDR [†]	321,612	2,291,881
		3,035,403
<hr/>		
ノルウェー(0.9%)		
DnB NOR ASA	140,514	1,372,983
		1,372,983
<hr/>		
ポーランド(0.6%)		
Warsaw Stock Exchange	88,922	907,975
		907,975
<hr/>		
ロシア(1.8%)		
Gazprom OAO ADR	105,304	1,119,713
Sberbank of Russia ADR ^{† s}	115,283	1,134,206
Synergy Co. [†]	25,585	357,832
		2,611,751
<hr/>		
スイス(7.3%)		
Nestle SA	50,644	2,907,615
Novartis AG	100,328	5,731,370
Swisscom AG	1,826	690,369
Syngenta AG [†]	4,982	1,466,290
		10,795,644
<hr/>		
イギリス(40.5%)		
Associated British Foods PLC	127,461	2,189,752
Barclays PLC	803,051	2,175,442
BG Group PLC	163,520	3,487,444
BP PLC	197,471	1,408,216
British American Tobacco (BAT) PLC	84,206	3,992,675
Carillion PLC	495,172	2,303,556
Centrica PLC	583,213	2,617,519
Compass Group PLC	191,357	1,811,848
<hr/>		
普通株式(98.5%) [*] (つづき)	株数	時価(米ドル)
<hr/>		
イギリス(つづき)		
HSBC Holdings PLC	186,660	\$1,416,976
Kingfisher PLC	646,729	2,514,314
Pearson PLC	94,960	1,778,371

Prudential PLC	273,523	2,695,157
Rio Tinto PLC	86,503	4,186,268
Royal Dutch Shell PLC Class A	205,271	7,546,304
SSE PLC	123,700	2,478,103
Standard Chartered PLC	107,763	2,346,271
Telecity Group PLC †	196,129	1,964,441
TUI Travel PLC	451,474	1,158,623
Tullow Oil PLC	67,256	1,461,926
Virgin Media, Inc. †	40,933	875,148
Vodafone Group PLC	1,955,221	5,428,398
WM Morrison Supermarkets PLC	481,206	2,431,898
Xstrata PLC	120,455	1,813,917
		60,082,567
<hr/>		
アメリカ(0.4%)		
Beam, Inc.	12,600	645,501
		645,501
<hr/>		
普通株式合計(取得原価 \$153,443,882)		\$146,065,745
<hr/>		
転換社債(0.3%)*	額面(英ポンド)	時価(米ドル)
<hr/>		
TUI Travel PLC cv. sr. unsec. unsub. bonds 6s, 2014 (イギリス)	300,000	\$405,347
<hr/>		
転換社債合計(取得原価 \$393,794)		\$405,347
<hr/>		
短期投資(2.9%)*	株数	時価(米ドル)
<hr/>		
パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシー 0.14% ^d	2,503,758	\$2,503,758
パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンド 0.05% ^e	1,828,894	1,828,894
<hr/>		
短期投資合計(取得原価 \$4,332,652)		\$4,332,652
<hr/>		
投資有価証券合計		
投資有価証券合計(取得原価 \$158,170,328)		\$150,803,744

使われている通貨略称

G B P 英ポンド

投資有価証券の略称

A D R 米国預託証券

G D R 国際預託証券

O A O オープン・ジョイント・ストック・カンパニー

投資有価証券明細表に対する注記

特段の記載のない限り、投資有価証券明細表に対する注記は、ファンドの報告期間(2011年7月1日から2011年12月31日まで)(以下「報告期間」という。)末現在のものである。

* 表示された比率は、148,316,198ドルの純資産額に基づいている。

† 配当を出さない有価証券。

d 有価証券貸付に関しては、財務書類に対する注1を参照のこと。証券銘柄に記載された利率は、報告期間末現在のファンドの年率換算の7日間の利回りである。

e パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資に関しては、財務書類に対する注6を参照のこと。証券銘柄に記載された利率は、報告期間末現在のファンドの年率換算の7日間の利回りである。

s 報告期間末現在、一部またはすべてが貸し付けられている有価証券。

外国企業名の後のA D RまたはG D Rは、保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。

債務証券は、特段の記載のない限り担保されているとみなされる。

債務証券に表示された日付は、当初満期日である。

報告期間末現在、ファンドは、以下の通り10%を超える業種集中を有していた(純資産額に対する比率)。

石油・ガスおよび消費燃料	14.0%
--------------	-------

会計基準成文化A S C第820号「公正価値測定および開示(A S C 820)」は、公正価値の測定の開示について3段階のヒエラルキーを設定している。評価ヒエラルキーは、ファンドの投資有価証券の評価に対するインプットの透明性に基づいたものである。3つのレベルの定義は以下の通りである。

レベル1 - 活発な市場における同一の有価証券の市場価格に基づく評価。

レベル2 - 活発でない市場における市場価格またはすべての重要なインプットが、直接的または間接的に観察可能な場合の市場価格に基づく評価。

レベル3 - 公正価値の測定に関して観察不能な重要なインプットに基づく評価。

以下は、報告期間末現在のファンドの純資産額の評価に用いられたインプットの概要である。

評価インプット

投資有価証券：	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)
普通株式：			
ベルギー	\$ -	\$5,752,413	\$ -
カナダ	1,036,128	-	-
フィンランド	-	1,516,321	-
フランス	-	26,046,660	-
ドイツ	-	23,889,858	-
アイルランド	1,048,733	4,687,317	-
イスラエル	1,509,464	-	-
イタリア	-	1,127,027	-
オランダ	-	3,035,403	-
ノルウェー	-	1,372,983	-
ポーランド	-	907,975	-
ロシア	357,832	2,253,919	-
スイス	-	10,795,644	-
イギリス	875,148	59,207,419	-
アメリカ	645,501	-	-
普通株式合計	5,472,806	140,592,939	-
転換社債	-	405,347	-
短期投資	1,828,894	2,503,758	-
レベル別合計	\$7,301,700	\$143,502,044	\$ -

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

・ファンド

該当なし。(2012年1月末日現在)

・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（管理運用会社）

出資の額（2012年1月末日現在）

141,392,562^{*}ドル（約108億円）

最近5年間における出資の額の増減

（単位：ドル）

	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末	2011年末
出資の額	116,796,876	58,526,939	69,079,977	82,851,104	142,919,162 [*]

*未監査

(2) 事業の内容及び営業の状況

・ファンド

ファンドは、組入証券の購入、売却、申込みおよび転換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

ファンドはファンドの管理・運用業務を管理運用会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに、ファンド資産の保管業務をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに、投資者サービス代行業務をパトナム・インベスター・サービズ・インクにそれぞれ委託している。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、その関連会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド（副管理運用会社）の業務をパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの監督に従いファンドの資産の区分された一部分を運用する任務のために確保している。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーおよびパトナム・インベストメンツ・リミテッドは、その関連会社であるザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（副投資顧問会社）の業務をパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーおよびパトナム・インベストメンツ・リミテッドの監督に従いファンドの資産の区分された一部分を運用する任務のために確保している。

・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（管理運用会社）

管理運用会社は、投資信託に対する投資運用および投資顧問サービスを提供する業務に従事している。

2012年1月末日現在、管理運用会社は以下の108のファンドおよびファンドのポートフォリオ(合計純資産総額約616億ドル)を運用、助言および/または管理している。

(2012年1月末日現在)

設立国または運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額 (100万ドル)
アメリカ合衆国	クローズド・エンド型 ボンド・ファンド	5	2,600.47
	オープン・エンド型 バランス・ファンド	17	15,270.72
	オープン・エンド型 ボンド・ファンド	35	24,023.47
	オープン・エンド型 エクイティ・ファンド	51	19,680.09
合計		108	61,574.75

(3) その他

・ファンド

・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)

訴訟等

2003年下期および2004年に、管理運用会社は、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会(SEC)およびマサチューセッツ州証券局と和解した。2011年7月、ファンドは、SECにより承認された配分計画関連の返還金額に関する1,855,247ドルの未収金を計上した。2011年12月にファンドが受領したこの額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟(管理運用会社および限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。)の一般的な根拠になっている。2011年5月、ファンドは、かかる訴訟の和解に関する58,803ドルの支払を受領した。この額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。管理運用会社は、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

[次へ](#)

2 - 2 その他の訂正

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

2011年11月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、2012年1月1日より前に開始するファンドの課税年度に係る配当につき、一定の適切に指定された「キャピタルゲイン配当」、「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」（それぞれ、内国歳入法に定義された語）は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めるべきである。

- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(6)と同様の取扱いとなる。
- (8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の

判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、()本ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、()納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めるべきである。

<訂正後>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、適切に報告された「キャピタルゲイン配当」（内国歳入法に定義された語）は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。2012年1月1日より前に開始するファンドの課税年度に係る配当につき、一定の適切に報告された「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」（それぞれ、内国歳入法に定義された語）は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。2012年1月1日以降に開始する課税年度の配当に関しては、これらの免除を議会が遡及して延長するかどうかがおよび延長する場合の条件について現在のところ明確ではない。さらに、ファンドによる、一定の「米国不動産持分」に起因する収益の分配については、特別の租税規則が適用される場合がある。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めるべきである。
- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(6)と同様の取扱いとなる。

(8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、()本ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、()納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めるべきである。

5 運用状況

(3) 運用実績

(参考情報)

< 訂正前 >

■ 純資産総額および一口当りの純資産価格の推移 ■

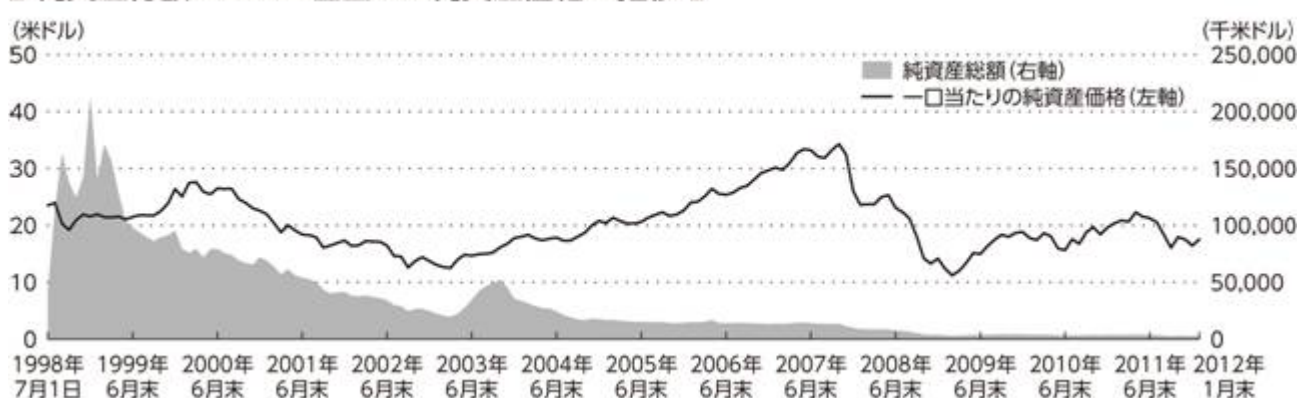


■ 収益率の推移 ■



< 訂正後 >

■ 純資産総額および一口当りの純資産価格の推移 ■



■ 収益率の推移 ■

